福井県報

第　370　号
令　和　7　年
１０月７日(火)
火曜日発行

── 目　次 ──

（※は県例規集登載事項）

告　示
○登録研修機関の登録（４００・長寿福祉課）……1
○介護保険法に基づく指定事業所、廃止事業所等の告示（４０１～４０３・同）……1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定（４０４・障がい福祉課）……2
○土地改良区の定款変更の認可（４０５・福井農林総合事務所）……3
公　告
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（交通まちづくり課）……3
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（地域医療課）……4
○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（商業・市場開拓課）……4
○土地改良役員の退任（福井農林総合事務所）……5
○土地改良役員の就任（同）……5
○公共測量の終了（土木管理課）……6
人事委員会規則
※福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（３３）……7

告　　示

福井県告示第４００号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）附則第１５条に規定する登録研修機関に登録したので、同法附則第２４条第１項の規定により、次のとおり公示する。

令和７年１０月７日

福井県知事　杉本　達治

1　事業所の名称
ケアハイツ芦原
2　事業所の所在地
あわら市横垣１８－１１
3　事業者の名称
株式会社ケアハイツ
4　登録年月日
令和７年１０月１日
5　喀痰吸引等研修の課程
第一号研修
第二号研修
6　登録研修機関登録番号
１８１３１３４

福井県告示第４０１号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第７８条の規定により、次のとおり公示する。

令和７年１０月７日

福井県知事　杉本　達治

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1810514180	広瀬病院訪問リハビリステーション	福井県大野市城町10番1号	医療法人廣瀬病院	令和7年9月1日	訪問リハビリテーション
1870400502	Lienよりそい	福井県小浜市雲浜1丁目8番8号	株式会社オアシス	令和7年10月1日	福祉用具貸与
1870400502	Lienよりそい	福井県小浜市雲浜1丁目8番8号	株式会社オアシス	令和7年10月1日	特定福祉用具販売

福井県告示第４０２号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第１１５条の１０の規定により、次のとおり公示する。

令和７年１０月７日

福井県知事　杉本　達治

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1810514180	広瀬病院訪問リハビリステーション	福井県大野市城町10番1号	医療法人廣瀬病院	令和7年9月1日	介護予防訪問リハビリテーション

福井県告示第４０３号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条第２項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第７８条の規定により、次のとおり公示する。

令和７年１０月７日

福井県知事　杉本　達治

事業所			事業者の名称	廃止届出受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1872400146	公益社団法人若狭町シルバー人材センター	福井県三方上中郡若狭町中央1-1	公益社団法人若狭町シルバー人材センター	令和7年7月28日	令和7年8月31日	訪問介護
1872400310	ニチイケアセンター上中	福井県三方上中郡若狭町井ノ口26-5-19	株式会社ニチイ学館	令和7年8月25日	令和7年9月30日	訪問介護
1871600274	ヘルパーステーションマミー	福井県吉田郡永平寺町松岡神明3-98	株式会社マミー	令和7年8月25日	令和7年9月30日	訪問介護

福井県告示第４０４号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５９条第１項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第６９条の規定により、次のとおり公示する。

令和７年１０月７日

福井県知事　杉本　達治

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
精神通院医療	とうごう薬局	福井市上毘沙門町１－５２－１	とうごう薬局	梅木　誠一郎	福井市成和1丁目５０２	令和７年９月１日
精神通院医療	V・drug福井文京六丁目薬局	福井市文京６丁目３４－８	中部薬品株式会社	代表取締役　佐口　弥	岐阜県多治見市高根町４丁目２９	令和７年９月１日
精神通院医療	丸岡らいふ薬局	坂井市丸岡町猪爪２丁目２０８	北陸クオール株式会社	代表取締役　今庄　由浩	石川県金沢市沖町二３１	令和７年９月１日

福井県告示第４０５号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第３０条第２項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第３項の規定により告示する。

令和７年１０月７日

福井県知事　杉本　達治

土地改良区の名称	認可年月日
未更毛川土地改良区	令和７年９月２４日

公　　告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成７年福井県規則第８２号）第１３条第１項の規定により、次のとおり公示する。

令和７年１０月７日

福井県知事　杉本　達治

１　随意契約に係る特定役務の名称および数量

福井城坤櫓等復元整備に係る木材調達業務

福井城坤櫓・本丸西側土塀復元建築工事木材　１９７．３７３０立方メートル

２　契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課

福井県福井市大手３丁目１７番１号

３　随意契約の相手方を決定した日

令和７年７月３０日
４　随意契約の相手方の名称および所在地
福井県木材組合連合会
福井県福井市合島町３号１番地
５　落札金額
２０６，８００，０００円
６　契約の相手方を決定した手続
随意契約
７　随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第１１条第１項第１号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成７年福井県規則第８２号。以下「規則」という。）第１３条第１項の規定により、次のとおり公示する。
令和７年１０月７日
福井県知事　杉本　達治
１　落札に係る特定役務の名称および数量
福井県救急医療電話相談業務　一式
２　契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県健康福祉部健康医療局地域医療課
福井県福井市大手３丁目１７番１号
３　落札者を決定した日
令和７年９月１０日
４　落札者の名称および住所
株式会社メディカル・コンシェルジュ京都支社
京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町６１２番地　四条烏丸ビル８階
５　落札金額
３０，６００，０００円
６　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
７　規則第４条の規定による公告を行った日
令和７年７月２９日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項の規定により公告する。
なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第８条第２項の規定により、この公告の日から４月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。
令和７年１０月７日
福井県知事　杉本　達治
１　大規模小売店舗の名称および所在地
ゲンキー二の宮店、ＨｏｎｄａＣａｒｓ福井南二の宮店
福井市二の宮二丁目８０１番１号　ほか１０筆
２　変更しようとする事項
(1)　駐輪場の位置及び収容台数
（変更前）
駐輪場①　３２台
駐輪場②　４８台
合計　８０台
（変更後）
駐輪場①　１０台
駐輪場②　３０台
合計　４０台
(2)　荷さばき施設の位置及び面積
（変更前）
荷さばき施設①　８２．５㎡
荷さばき施設②　４５．０㎡
合計　１２７．５㎡
（変更後）
荷さばき施設①　８２．５㎡
荷さばき施設②　２４．０㎡
荷さばき施設③　４５．０㎡
合計　１５１．５㎡
(3)　廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（変更前）
廃棄物保管施設①　１３．５０㎥
廃棄物保管施設②　２５．２０㎥
合計　３８．７０㎥
（変更後）
廃棄物保管施設①　１３．５０㎥
廃棄物保管施設②　４．８０㎥
廃棄物保管施設③　２５．２０㎥
合計　４３．５０㎥

⑷　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）
・ゲンキー二の宮店
午前９時から午後９時まで
・ＨｏｎｄａＣａｒｓ福井南二の宮店
午前１０時から午後７時まで
（変更後）
・ゲンキー二の宮店
午前９時から午後９時まで
・ダイソー二の宮店
午前９時から午後９時まで
・ＨｏｎｄａＣａｒｓ福井南二の宮店
午前１０時から午後７時まで
⑸　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
（変更前）
荷さばき施設①
午前６時から午後８時まで
荷さばき施設②
午前１０時から午後７時まで
（変更後）
荷さばき施設①
午前６時から午後８時まで
荷さばき施設②
午前６時から午後８時まで
荷さばき施設③
午前１０時から午後７時まで
３　変更する年月日
⑴　駐輪台数：令和８年５月６日
⑴　駐輪場位置～⑸：令和７年９月１８日
４　変更する理由
建物①のゲンキーの売場を縮小した区画にダイソーが出店することに伴い、各施設の位置変更、並びに営業時間等の店舗の運用方法を変更するため。
また、駐輪場を実態に即した位置および台数とするため。
５　届出のあった日
令和７年９月５日
６　届出の縦覧場所
⑴　福井県福井市大手３丁目１７番１号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
⑵　福井県福井市手寄１丁目４番１号
ＡＯＳＳＡ５階
福井市商工労働部商工労政課
７　届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
縦覧期間
公告の日から４月間
縦覧できる時間帯
午前８時３０分から午後５時１５分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）
８　意見書の提出先
福井県福井市大手３丁目１７番１号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

未更毛川土地改良区から、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１８項の規定により、次の者が令和７年８月４日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第１９項の規定により公告する。

令和７年１０月７日

福井県知事　杉本　達治

役員名	氏　　名	住　　所
理　事	横山　忍	福井市本堂町8-7
〃	伊原　金松	福井市本堂町67-48
〃	池田　敏雄	福井市本堂町67-6
〃	加畑　政美	福井市本堂町59-34
〃	細川善右ェ門	福井市更毛町8-15
〃	稲葉　重和	福井市更毛町8-21
〃	牧野　忍	福井市羽坂町26-1
〃	髙川　高	福井市羽坂町25-23
〃	内田　治和	福井市細坂町25-27
〃	田中　龍真	福井市細坂町28-23
監　事	佐々木英治	福井市本堂町43-8
〃	西出彦右ェ門	福井市更毛町11-22
〃	石橋　直巳	福井市本堂町44-9

未更毛川土地改良区から、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１８項の規定により、次の者が令和７年８月５日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第１９項の規定により公告する。

令和７年１０月７日

福井県知事　杉本　達治

役員名	氏　　名	住　　所
理　事	池田　敏雄	福井市本堂町67-6
〃	横山　忍	福井市本堂町8-7
〃	加畑　桂	福井市本堂町70-14
〃	佐々木憲司	福井市本堂町67-36
〃	細川善右ェ門	福井市更毛町8-15
〃	稲葉　重和	福井市更毛町8-21
〃	森阪　輝次	福井市羽坂町27-19
〃	牧野　保彦	福井市羽坂町34-36-1
〃	内田　治和	福井市細坂町25-27
〃	田中　龍真	福井市細坂町23-28
監　事	加畑市兵衛	福井市本堂町68-11
〃	森阪　敏雄	福井市羽坂町34-19
〃	石橋　直巳	福井市本堂町44-9

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第２項の規定により、令和７年９月１６日に福井県農林水産部森づくり課より公共測量の終了についての通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により、次のとおり公示する。

令和７年１０月７日

福井県知事　杉本　達治

１　測量計画機関の名称

福井県農林水産部森づくり課

２　作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

３　作業の期間

令和６年１０月９日から令和７年２月２８日まで

４　作業の地域

福井県大野市

人事委員会規則

福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和７年１０月７日

福井県人事委員会　委員長　野村　直之

福井県人事委員会規則第３３号

福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則（昭和３０年福井県人事委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

様式第２３号から様式第２８号までの規定中「処分書を受けた日の翌日から起算して３か月」を「処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月」に、「処分書を受けた日の翌日から起算して６か月」を「処分があったことを知った日から６か月」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に、「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」を「裁決があったことを知った日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

様式第２９号および様式第３０号中「命令書を受けた日の翌日から起算して３か月」を「処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月」に、「命令書を受けた日の翌日から起算して６か月」を「処分があったことを知った日から６か月」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に、「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」を「裁決があったことを知った日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

様式第３１号中「通知が到達した日の翌日から起算して」を「通知が到達した日から」に改める。

様式第３２号および様式第３３号中「命令書を受けた日の翌日から起算して３か月」を「処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月」に、「命令書を受けた日の翌日から起算して６か月」を「処分があったことを知った日から６か月」に、「処分の日の翌日から起算して」を「処分の日から」に、「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」を「裁決があったことを知った日から」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前に通知した改正前の福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の様式による書面は、改正後の福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の様式による書面とみなす。

発行人　〒910-8580　福井県福井市大手3丁目17番1号　福　井　県